

！ お知らせ

「アルバルク東京」シーズン終了報告会を行います



©CALVARK TOKYO

プロバスケットボール・Bリーグ「アルバルク東京」のシーズン終了報告会を行います。プレゼントが当たる抽選会も実施します。直接会場へ時5月18日(土)午前10時30分から(午前10時開場)場市役所1階ロビー園広報課・内線2747

工業事業者の方へ～作業環境改善等の取り組みを支援します

市は、防音、防臭、防振のための工場改修等や、耐震補強のための工事等に対して助成する「ものづくり企業地域共生推進助成事業」を5月20日(月)から実施します。補助対象は▶防音等のための工場の改修、移転、設備の導入等▶耐震補強のための工事等。対象や申込方法等、くわしくは市ホームページをご覧ください園産業観光課商工振興係・内線2645

全国瞬時警報システム(J-ALERT)で訓練放送を行います

市は、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」を運用しています。5月15日(水)午前11時ごろ、市内79か所の防災行政無線のスピーカーから、全国一斉情報伝達訓練の放送が流れま

す。万が一に備えた訓練放送の実施に、ご理解をお願いします園防災課・内線2531

資源の持ち去り行為防止にご協力ください

市民の皆さんが分別し、資源として出した紙類や空き缶などを、市の収集委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が見られます。平成30年度、市民の皆さんから寄せられた目撃情報等は31件ありました。市の収集委託業者は市の名前入りの車両を使用しており、午前8時より前に収集することはありません。このような行為を見かけた方は情報の提供をお願いします。市は定期的なパトロールなどを行い、持ち去り行為の防止に努めています。持ち去り行為禁止ステッカー(下図)。市ホームページからダウンロード可)や、集団回収、新聞販売店が実施している資源回収もご利用ください園ごみ対策課収集係・内線6754

資源物の持ち去り行為禁止

平成23年4月1日より市の条例が施行され、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた物です。これらを持ち去る行為は条例で禁止されています。



「食品ロス実態調査」市民モニターを募集

家庭で出る食べ残しなどの「食品ロス」の実態調査を行うため、市民モニターを募集します▶対象=市民の方▶調査方法=調査期間中に発生した食品ロスを市から配布する記録簿に記入▶調査期間=7月1日(月)~28日(日)▶謝礼=クオカード1,000円分と

立川市発行フリーペーパー 冊子づくり参加者募集



通いとなるまち立川を応援するフリーマガジン「#Tag magazine(ハッシュタグマガジン)」。新たに制作を始めるVol.3のキックオフイベントを行います。立川の魅力を発信する冊子づくりに参加しませんか。

多摩のクリエイターと企業・地域がつながり、それぞれの「働く」価値を創造するプラットフォームTeiP(タイプ)との共催。

対マガジン制作に関心のある方時5月25日(土)午後4時~6時場Tschooll(ツクール)(柴崎町2-7-9)費2,000円(参加費。軽食付き)定20人(申込順)印広報課シティプロモーション担当・内線2747へ



昨年発行したVol.2

粗品▶募集世帯数=100世帯(抽選)▶応募方法=6月7日(金)(必着)までに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、家族構成を書いて、郵送、ファクス、Eメールでごみ対策課(〒190-0034西砂町4-77-1総合リサイクルセンター内)内線6748(531)5800E gomitaisaku@city.tachikawa.lg.jpへ

官公署・その他

都立村山特別支援学校「学校公開」

学校概要説明、授業参観、個別相談など。事前に申し込んでください時6月5日(水)午前9時15分~正午場都立村山特別支援学校(武蔵村山市学園4-8)印同校(564)2781へ

「ねんきん定期便」は届いていますか

日本年金機構では、年金制度の加入者の方に、年金保険料納付実績や年金の見込み額などを記載した「ねんきん定期便」を誕生月にお送りしています。市民課で届け出をしていれば、年金については住所や氏名の変更手続きは必要ありません。「ねんきん定期便」が届かない場合は、日本年金機構にお問い合わせください園日本年金機構立川年金事務所(523)0352

たちかわ競輪開催日

●5月16日~19日(宇都宮記念を場外発売)●5月20日~22日(立川FIガールズ、富山FIを併売)

開催案内・レース結果 0180(994)223~5

くらしの相談日程

市役所(523)2111

印=予約制 印=直接会場(先着順) 印=電話相談 祝日はお休み

| 相談項目 | 相談日 | 時間 | 場所 | 連絡先 |
|---------------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------------|
| 法律相談 相続・金銭貸借等、民事的な法律全般 | 第1~第4月曜日 | 9:30~正午 | 市民相談室 | 市民相談係 0528)4319 |
| | 第1木曜日 | 13:30~16:30 | 女性総合センター・アイム5階 | |
| | 第2木曜日 | | たましんRISURUホール5階 | |
| | 第3木曜日 | | 市民相談室 | |
| | 第4木曜日 | | 立川タクロス1階 | |
| 相続・登記・成年後見等 | 第1・第3・第4火曜日 | 13:30~16:30 | 市民相談室 | |
| 税務相談 所得税、相続税、贈与税等 | 第2・第4水曜日 | 13:30~16:25 | | |
| 家事相談 夫婦間、親子間、離婚問題等 | 第1~第4木曜日 第1・第3火曜日 | 9:20~正午 | | |
| | 第2・第4火曜日 | 13:30~16:10 | | |
| 不動産相談 不動産の売買、賃貸借契約等 | 第2・第4水曜日 | 13:30~16:30 | | |
| 交通事故相談 | 第1水曜日 5月は15日(水) | 13:30~16:00 | | |
| 行政手続相談 在留資格・帰化、相続・遺言 | 第2火曜日 | 9:20~正午 | | |
| 犯罪被害者等支援相談 | 月曜~金曜日 | 8:30~17:00 (正午~13:00を除く) | | |
| 公益通報者保護相談 (外部通報窓口) | | | | |
| 人権悩みごと相談 不当な扱い、いやがらせ等 | 第1水曜日 | 9:30~11:45 | | |
| 行政相談 国等への苦情、要望等 | 第3水曜日 | | | |
| 消費生活相談 契約トラブル、商品知識、架空請求、多重債務 | 月曜~金曜日 (第3木曜日は電話相談のみ) | 9:00~16:00 | | 消費生活センター 0528)6810 |
| カウンセリング相談 | 火曜・水曜・土曜日 (土曜日は電話相談のみ) | 13:00~17:00 | | 男女平等参画係 0528)6801 |

| 相談項目 | 相談日 | 時間 | 場所 | 連絡先 | |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|----------------|-----------------------------|----------------------|
| 総合福祉センターでの各種相談 | 成年後見相談 | 第2土曜日 | 総合福祉センター | 地域あんしんセンターたちかわ 0529)8319 | |
| | 相続相談 | 第2・第4火曜日 | | | |
| | 法律相談 | 第3土曜日 | | | |
| | アルコール相談 | 第2・第4水曜日 | | | |
| | くらしや仕事の相談 | 月曜~金曜日 | | | 8:30~17:15 |
| | 精神障害者の家族相談 | 第2月曜日(祝日の場合は第3月曜日) | | | 13:30~16:30 |
| 女性相談 | 月曜~金曜日 | 8:30~17:00 (正午~13:00を除く) | 生活福祉課 | 生活福祉課・内線1545 | |
| 母子相談 ひとり親家庭の相談 | 月曜~金曜日 | 8:30~17:00 (正午~13:00を除く) | 子育て推進課 | 手当・医療費給付係・内線1345 | |
| 子ども未来センターでの各種相談 | 子ども総合相談受付 どこに相談したらいいかわからない子どもに関する相談 | 月曜~土曜日 | 子ども未来センター | 子ども家庭支援センター 0529)8566 | |
| | 子育て家庭の相談 子育て家庭への支援の相談 | 9:00~17:00 | | 子ども家庭相談係 0528)6871 | |
| | 発達相談 子どもの発達が気になるとき | | | 発達支援係 0529)8586 | |
| | 教育・就学相談 学校や家庭での悩み・就学相談 | | | 教育支援課相談係 0527)6171 | |
| | 子育てひろば 乳幼児期の相談 | | | 月曜~金曜日 | 10:00~正午 (一部午後あり) |
| 在留資格等外国人相談 | 中国語 | 第1・第4土曜日 | 女性総合センター・アイム5階 | たちかわ多文化共生センター 0527)0310 | |
| | 英語・ポルトガル語 | 第2土曜日 | | | |
| | 英語 | 第3・第5土曜日 | | | |
| 第1土曜日は行政書士と生活相談員、第2・第3土曜日は行政書士、第4・第5土曜日は生活相談員が対応 | | | | | |